

「大阪府後発医薬品安心使用促進のための協議会」設置要綱

(目的)

第1条 「大阪府後発医薬品使用促進対策事業実施要領」に基づき、外部有識者を交え、専門的な見地から幅広く意見を聴取することを目的に、「大阪府後発医薬品安心使用促進のための協議会（以下「協議会」という。）」を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について意見の聴取を行う。

- (1) 後発医薬品等を使用促進するための現状把握及び具体的方策に関すること
- (2) その他、後発医薬品等の使用促進に関すること

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 医療関係者
 - (3) 医薬品業界関係者
 - (4) 保険者関係者
 - (5) 府民代表者
- 2 協議会の委員の任期は、2年とし、委員の欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 協議会の会議は大阪府健康医療部長が招集し、開催する。

- 2 協議会の進行は、座長を定めて行うことができる。
- 3 委員に支障あるときは、代理人が出席することができる。
- 4 大阪府健康医療部長は必要に応じて委員以外の関係者を協議会に出席させ、意見を求めることができる。

(謝礼金等)

第5条 協議会の委員並びに前条第3項及び第4項に規定する者（以下「委員等」という。）への謝礼金の歳出科目は報償費とする。

- 2 委員等の謝礼金は、日額15,200円とする。
- 3 前項の謝礼金は、出席日数に応じて、その都度支給する。
- 4 委員等のうち府及び他の行政機関に属する常勤の職員である者に対しては支給しない。

(費用弁償)

第6条 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

- 2 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。
- 3 前2項の規程に関わらず、委員等のうち府に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、大阪府健康医療部生活衛生室薬務課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、大阪府が定める。

附則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

この要綱は、令和7年8月27日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年5月7日から施行する。